

## 墨田区配偶者暴力相談支援センターの開設について

### 1 趣旨

配偶者や親密な関係にあるパートナー等からの暴力（以下「DV」という。）の増加や深刻化が懸念されている中、本区では、これまで関係する各課が相談や自立支援のための援助等を行い、区全体としてDVの相談支援を実施してきた。しかし、DVは主に家庭内で行われるため潜在化しやすく、被害についての相談をためらう傾向があり、孤独・長期化しやすいことから、相談先の明確化を図り、DV被害の重篤化を防止するため配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）を開設する（※1）。

開設にあたり、これまで警察や都の配暴センターに依頼していたDV相談証明書（以下「証明書」という。）の発行や保護命令の申立て（※2）に関する支援等を実施する。また、DV相談専用ダイヤルを委託により設置し、DV等暴力の被害者支援に識見のある相談員が相談に応じる。

#### （※1）配暴センター

##### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

#### （※2）保護命令の申立て

配暴センターに相談等をしている者が保護命令を申し立てた場合、配暴センターは裁判所から相談内容等の書面提出を求められる。裁判所に書面提出したものについては、保護命令が発せられた場合、裁判所から配暴センターへ通知される。

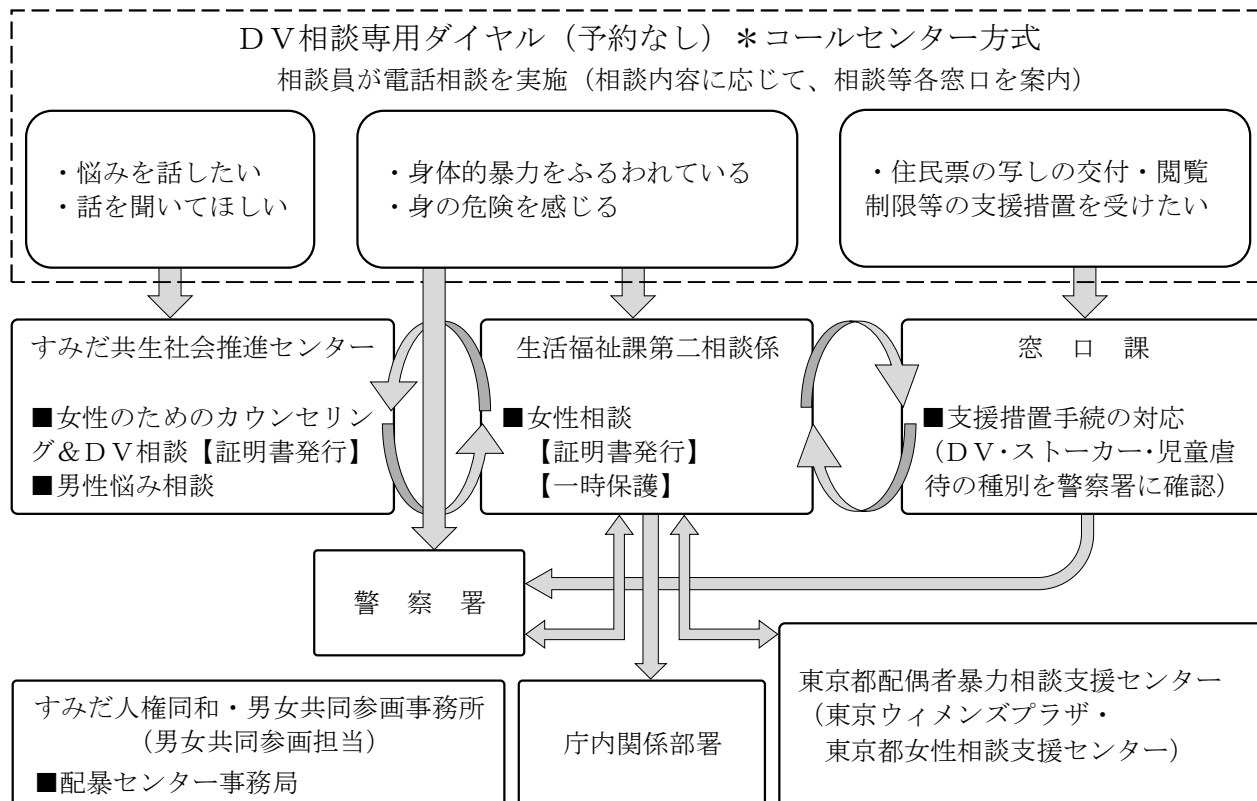
### 2 配暴センター開設における体制整備の考え方

(1) 男女共同参画部門と福祉部門が連携し、DV被害者等の相談、安全確保、一時保護及び保護命令制度支援等の業務を一体的に行う配暴センターを開設する。

また、DVに関する対面相談を実施した場合は、必要に応じて証明書を発行する。

(2) 区民にとって「わかりやすい・相談しやすい」相談窓口として、DV相談の専用ダイヤルを新設し、相談内容に応じて、これまで各所管課で実施してきたDVに関する相談や自立支援援助等につなげる役割を担うものとする。

### 3 配暴センターの機能イメージ



### 4 開設年月日等（予定）

令和7年12月1日（月）

（DV相談専用ダイヤル）

月曜日から金曜日までの平日 午前9時から午後5時まで

ただし、祝日及び年末年始を除く。

### 5 周知方法

区報 令和7年12月1日号

区公式ウェブサイト及びSNS等

### 6 令和7年度区議会定例会9月議会における補正予算案の提案

【款】総務費【項】総務管理費【目】人権同和・男女共同参画推進費【大事業】男女共同参画社会実現の推進事業費に追加する。

224万2千円 【内訳】（委託料 213万4千円）

（電話回線使用料 10万8千円）

### 7 事業スケジュール（案）

| ＊令和7年12月事業開始  | R7/9 | 10 | 11 | 12 |
|---------------|------|----|----|----|
| 9月議会報告事項／補正予算 |      |    |    |    |
| 開設準備          |      |    |    |    |
| 内閣府、東京都への報告   |      |    |    |    |
| 事業開始          |      |    |    |    |